

第60号議案

職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例
の制定について

職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年8月29日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

(提案理由)

地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)が公布され、地方公務員の定年が引き上げられること等に伴い、関係条例の規定の整備を行うため、条例を制定する必要があるので提案する。

職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例

(長岡京市職員の再任用に関する条例の廃止)

第1条 長岡京市職員の再任用に関する条例(平成13年長岡京市条例第2号)は、廃止する。

(長岡京市職員給与に関する条例の一部改正)

第2条 長岡京市職員給与に関する条例(昭和26年長岡京市条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、法律又は法律に基づく他の条例で別に定めるものを除き、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第3条第2項に規定する市の一般職に属する職員(法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。以下「職員」という。)の給与に関する事項並びに単純な労務に雇用される者の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。</p> <p>(給料表)</p> <p>第3条の2 【略】</p> <p>2 <u>法第22条の4第1項又は法第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給与は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額</u> <u>に、当該定年前再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>【削る】</p>	<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、法律又は法律に基づく他の条例で別に定めるものを除き、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第3条第2項に規定する市の一般職に属する職員(法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。以下「職員」という。)及び<u>長岡京市職員の再任用に関する条例(平成13年長岡京市条例第2号)に規定する再任用職員(以下「再任用職員」という。)</u>の給与に関する事項並びに単純な労務に雇用される者の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。</p> <p>(給料表)</p> <p>第3条の2 【略】</p> <p>2 <u>法第28条の4第1項の規定に基づいて採用された再任用職員の給与は、給料表の定めるところによる。</u></p> <p>3 <u>法第28条の5第1項及び第28条の6第2項の規定に基づいて採用された再</u></p>

改正後	改正前
<p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第4条 【略】</p> <p>2～8 【略】</p> <p>9 前項までの規定にかかわらず、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>は、昇給しないものとする。</p> <p>10 【略】</p> <p>(地域手当)</p> <p>第9条の2 【略】</p> <p>2 地域手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の16を乗じて得た額とする。ただし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>については、扶養手当を除いた額を合計額とする。</p> <p>3 【略】</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第10条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 第1項第2号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額 (<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額) とする。</p> <p>(1)～(13) 【略】</p> <p>4～10 【略】</p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第13条 【略】</p> <p>2 【略】</p>	<p><u>任用職員</u>の給料は、前項に規定する給料月額に当該職員の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第4条 【略】</p> <p>2～8 【略】</p> <p>9 前項までの規定にかかわらず、<u>再任用職員</u>は、昇給しないものとする。</p> <p>10 【略】</p> <p>(地域手当)</p> <p>第9条の2 【略】</p> <p>2 地域手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の16を乗じて得た額とする。ただし、<u>再任用職員</u>については、扶養手当を除いた額を合計額とする。</p> <p>3 【略】</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第10条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 第1項第2号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額 (<u>再任用職員</u>のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額) とする。</p> <p>(1)～(13) 【略】</p> <p>4～10 【略】</p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第13条 【略】</p> <p>2 【略】</p>

改正後	改正前
<p>3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p> <p>4～8 【略】 (期末手当)</p> <p>第15条の4 【略】</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120（第7条の2第1項の規定の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びにその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（第15条の7第2項において「特定管理職員」という。）にあつては100分の100、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては100分の67.5）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 【略】</p> <p>3～5 【略】 (勤勉手当)</p> <p>第15条の7 【略】</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員に</p>	<p>3 <u>再任用職員</u>が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p> <p>4～8 【略】 (期末手当)</p> <p>第15条の4 【略】</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120（第7条の2第1項の規定の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びにその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（第15条の7第2項において「特定管理職員」という。）にあつては100分の100、<u>再任用職員</u>にあつては100分の67.5）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 【略】</p> <p>3～5 【略】 (勤勉手当)</p> <p>第15条の7 【略】</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員に</p>

改正後	改正前
<p>あつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき勤勉手当基礎額の合計額に100分の95(特定管理職員にあつては100分の115、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては100分の45)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3～5 【略】</p> <p>(特定職員についての適用除外)</p> <p>第19条 第7条の2から第9条まで、第9条の3及び第15条の8の規定は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>には適用しない。</p> <p>附 則</p> <p>1～7 【略】</p> <p>8 <u>当分の間、職員の給料月額</u>は、<u>当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第10項において「特定日」という。)</u>以後、<u>当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第1項の規定による当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額(給料月額に関し別の定めがある場合は当該給料月額)に100分の70を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。</u></p> <p>9 <u>前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</u></p> <p>(1) <u>臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員</u></p> <p>(2) <u>長岡京市職員の定年等に関する条例</u></p>	<p>あつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき勤勉手当基礎額の合計額に100分の95(特定管理職員にあつては100分の115、<u>再任用職員</u>にあつては100分の45)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3～5 【略】</p> <p>(特定職員についての適用除外)</p> <p>第19条 第7条の2から第9条まで、第9条の3及び第15条の8の規定は、<u>再任用職員</u>には適用しない。</p> <p>附 則</p> <p>1～7 【略】</p> <p>【加える】</p> <p>【加える】</p>

改正後	改正前
<p><u>(昭和58年長岡京市条例第36号)</u> <u>第9条第1項又は第2項の規定により</u> <u>同条第1項に規定する異動期間(同項</u> <u>又は同条第2項の規定により延長され</u> <u>た期間を含む。)を延長された同条例</u> <u>第6条に規定する職を占める職員</u></p> <p><u>(3) 長岡京市職員の定年等に関する条例</u> <u>第4条第1項又は第2項の規定により</u> <u>勤務している職員(同条例第2条に規</u> <u>定する定年退職日において前項の規定</u> <u>が適用されていた職員を除く。)</u></p> <p><u>10 法第28条の2第1項に規定する他</u> <u>の職への降任をされた職員であつて、当</u> <u>該他の職への降任をされた日(以下この</u> <u>項及び附則第12項において「異動日」</u> <u>という。)の前日から引き続き同一の給</u> <u>料表の適用を受ける職員のうち、特定日</u> <u>に附則第8項の規定により当該職員の受</u> <u>ける給料月額(以下この項において「特</u> <u>定日給料月額」という。)が異動日の前</u> <u>日に当該職員が受けていた給料月額に</u> <u>100分の70を乗じて得た額(当該額</u> <u>に、50円未満の端数を生じたときはこ</u> <u>れを切り捨て、50円以上100円未満</u> <u>の端数を生じたときはこれを100円に</u> <u>切り上げるものとする。以下この項にお</u> <u>いて「基礎給料月額」という。)に達し</u> <u>ないこととなる職員(規則で定める職員</u> <u>を除く。)には、当分の間、特定日以後、</u> <u>附則第8項の規定により当該職員の受け</u> <u>る給料月額のほか、基礎給料月額と特定</u> <u>日給料月額との差額に相当する額を給料</u> <u>として支給する。</u></p> <p><u>11 前項の規定による給料の額と当該給</u> <u>料を支給される職員の受ける給料月額と</u> <u>の合計額が第4条第1項の規定による当</u> <u>該職員の属する職務の級における最高</u> <u>の号給の給料月額を超える場合における前</u></p>	<p>【加える】</p> <p>【加える】</p>

改正後	改正前
<p>項の規定の適用については、同項中「<u>基礎給料月額と特定日給料月額</u>」とあるのは、「<u>第4条第1項の規定による当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額</u>」とする。</p>	
<p><u>1.2 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第8項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第10項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u></p>	【加える】
<p><u>1.3 附則第10項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第8項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u></p>	【加える】
<p><u>1.4 附則第10項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第15条の4第4項（第15条の7第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第10項、第12項又は第13項の規定による給料の額との合計額」とする。</u></p>	【加える】
<p><u>1.5 附則第8項から前項までに定めるもののほか、附則第8項の規定による給料月額、附則第10項の規定による給料その他附則第8項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	【加える】

別表第2の再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
			255,200	274,600	289,700		

別表第3の再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
			255,200	274,600

別表第4の再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
			262,600	272,800	289,100

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和28年長岡京市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、<u>その発令の日に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額</u>(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては、報酬(長岡京市会計年度任用職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(令和元年長岡京市条例第4号)第19条から第22条までに規定する手当又はこれに相当する報酬を除く。)の額)の10分の1以下を減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当</u></p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、給料及びこれに対する地域手当の合計額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては、報酬(長岡京市会計年度任用職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(令和元年長岡京市条例第4号)第19条から第22条までに規定する手当又はこれに相当する報酬を除く。)の額)の10分の1以下を減ずるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</p> <p>2 【略】</p>	<p>2 【略】</p>

(長岡京市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 長岡京市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年長岡京市条例第8号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員(以下「職員」という。)で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給与は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 【略】</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第19条の2 第5条から第7条まで、第7条の3、第13条の2及び第16条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員(以下「職員」という。)で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用職員」という。)の給与は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 【略】</p> <p>(再任用職員についての適用除外)</p> <p>第19条の2 第5条から第7条まで、第7条の3、第13条の2及び第16条の規定は、再任用職員には適用しない。</p>

(長岡京市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第5条 長岡京市職員の退職手当に関する条例(昭和50年長岡京市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、次の各号に掲げる職員のうち、<u>常時勤務に服することを要するもの</u>(以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、<u>その遺族</u>)に支給する。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 長岡京市職員給与に関する条例(昭</p>	<p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、次の各号に掲げる職員(以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には<u>その遺族</u>)に支給する。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 長岡京市職員給与に関する条例(昭</p>

改正後	改正前
<p>和26年長岡京市条例第11号)の適用を受ける者</p> <p>(3) 平成13年4月1日の前日に長岡京市職員として前号の適用を受け、引き続いて乙訓消防組合消防職員として乙訓消防組合消防職員の給与に関する条例(平成13年乙訓消防組合条例第25号)の適用を受ける者</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなしてこの条例の規定を適用する。ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</p> <p>(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第4条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者(地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者(同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。))若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によること</p>	<p>和26年長岡京市条例第11号)の適用を受ける者(長岡京市職員の再任用に関する条例(平成13年長岡京市条例第2号)に規定する再任用職員を除く。)</p> <p>(3) 平成13年4月1日の前日に長岡京市職員として前号の適用を受け、引き続いて乙訓消防組合消防職員として乙訓消防組合消防職員の給与に関する条例(平成13年乙訓消防組合条例第25号)の適用を受ける者(乙訓消防組合消防職員の再任用に関する条例(平成15年乙訓消防組合条例第1号)に規定する再任用職員を除く。)</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例により勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなしてこの条例の規定を適用する。ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</p> <p>(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第4条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者(地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者(同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。))若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によること</p>

改正後	改正前
<p>なく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものに限る。)又は25年未満の期間勤続し、勤務公署(これに準ずるものを含む。以下同じ。)の移転により退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1)～(3) 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>(整理退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第5条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たもの、公務上の傷病又は死亡により退職した者又は25年以上勤務して退職した者(地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者(同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。))若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者若しくは勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものに限る。)に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1)～(4) 【略】</p> <p>2 【略】</p>	<p>なく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものに限る。)又は25年未満の期間勤続し、勤務公署(これに準ずるものを含む。以下同じ。)の移転により退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1)～(3) 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>(整理退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第5条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たもの、公務上の傷病又は死亡により退職した者又は25年以上勤務して退職した者(地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者(同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。))若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者若しくは勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものに限る。)に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1)～(4) 【略】</p> <p>2 【略】</p>

改正後	改正前
<p>(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)</p> <p>第5条の3 第5条第1項に規定する者(25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。)のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から<u>15年</u>を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)</p> <p>第5条の3 第5条第1項に規定する者(25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。)のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から<u>10年</u>を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
<p style="text-align: center;">【表省略】</p>	<p style="text-align: center;">【表省略】</p>
<p>(失業者の退職手当)</p>	<p>(失業者の退職手当)</p>
<p>第13条 勤続期間12月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして市長が別に定めるものをいう。以下この条において同じ。)にあつては、6月以上)で退職した職員(第5項又は第7項の規定に該当する者を除く。)であつて、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を雇用保険法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間(当該期間内に妊娠、出産、育児その他市長</p>	<p>第13条 勤続期間12月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして市長が別に定めるものをいう。以下この条において同じ。)にあつては、6月以上)で退職した職員(<u>地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職し、又は同法第28条の3の規定により勤務した後退職し、その退職の日の翌々日以後に同法第28条の4第1項の規定により採用された者であつたもの及びこれに準ずる者</u>(以下この条において「再任用職員等」という。))並びに第5項又は第7項の規定に該当する者を除く。)であつて、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を雇用保険法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職</p>

改正後	改正前
<p>が別に定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、市長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。)内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に等しい日数(以下「待期日数」という。)を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 勤続期間12月以上(特定退職者にあつては、6月以上)で退職した職員(第6項又は第8項の規定に該当する者を除く。)が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることがで</p>	<p>の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間(当該期間内に妊娠、出産、育児その他市長が別に定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、市長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。)内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に等しい日数(以下「待期日数」という。)を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 勤続期間12月以上(特定退職者にあつては、6月以上)で退職した職員(再任用職員等及び第6項又は第8項の規定に該当する者を除く。)が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給</p>

改正後	改正前
<p>きる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。</p>	<p>を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。</p>
<p>4 【略】</p>	<p>4 【略】</p>
<p>5 勤続期間6月以上で退職した職員（第7項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p>	<p>5 勤続期間6月以上で退職した職員（<u>再任用職員等及び</u>第7項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p>
<p>(1)・(2) 【略】</p>	<p>(1)・(2) 【略】</p>
<p>6 勤続期間6月以上で退職した職員（第8項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば、同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給す</p>	<p>6 勤続期間6月以上で退職した職員（<u>再任用職員等及び</u>第8項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば、同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の</p>

改正後	改正前
<p>る。</p> <p>7 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。</p>	<p>条件に従い支給する。</p> <p>7 勤続期間6月以上で退職した職員（<u>再任用職員等を除く。</u>）であつて、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。</p>
<p>(1)・(2) 【略】</p>	<p>(1)・(2) 【略】</p>
<p>8 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。</p>	<p>8 勤続期間6月以上で退職した職員（<u>再任用職員等を除く。</u>）であつて、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。</p>
<p>9～17 【略】</p>	<p>9～17 【略】</p>
<p>(退職後禁こ以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第22条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合に</p>	<p>(退職後禁こ以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第22条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合に</p>

改正後	改正前
<p>において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者) に対し、第20条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分」という。）を受けたとき。</p> <p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。</p> <p>2～6 【略】</p> <p>（退職をした者の退職手当の返納）</p> <p>第23条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第20条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当</p>	<p>において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者) に対し、第20条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「<u>再任用職員</u>に対する免職処分」という。）を受けたとき。</p> <p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>再任用職員</u>に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。</p> <p>2～6 【略】</p> <p>（退職をした者の退職手当の返納）</p> <p>第23条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第20条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当</p>

改正後	改正前
<p>の支給を受けることができた者（次条及び第25条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第25条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分を受けたとき。</p> <p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。</p> <p>2～6 【略】</p> <p>（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）</p> <p>第25条 【略】</p> <p>2～4 【略】</p> <p>5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分を受けた場合において、第23条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し<u>定年前再任</u></p>	<p>の支給を受けることができた者（次条及び第25条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第25条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>再任用職員</u>に対する免職処分を受けたとき。</p> <p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>再任用職員</u>に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。</p> <p>2～6 【略】</p> <p>（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）</p> <p>第25条 【略】</p> <p>2～4 【略】</p> <p>5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>再任用職員</u>に対する免職処分を受けた場合において、第23条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し<u>再任用職員</u>に対する免職処分</p>

改正後	改正前
<p>用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>6～8 【略】</p> <p>附 則</p> <p>（長期勤続者等に対する退職手当に係る特例）</p> <p>第8条 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第3条から第5条まで又は附則第12条若しくは第13条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第3条から第5条の3まで及び附則第12条から第19条までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。</p> <p>2 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は新条例第5条の2及び附則第14条の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第5条又は附則第13条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として、附則第8条第1項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>第9条 当分の間、35年以下の期間勤続</p>	<p>を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>6～8 【略】</p> <p>附 則</p> <p>（長期勤続者等に対する退職手当に係る特例）</p> <p>第8条 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第3条から第5条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。</p> <p>2 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は新条例第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として、附則第8条第1項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>第9条 当分の間、35年以下の期間勤続</p>

改正後	改正前
<p>して退職した者（附則第8条第1項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで及び<u>附則第12条から第19条まで</u>の規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第7条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第9条第1項」とする。</p>	<p>して退職した者（附則第8条第1項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第7条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第9条第1項」とする。</p>
<p>2 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（附則第8条第2項の規定に該当する者を除く。）で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2及び<u>附則第14条</u>の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>2 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（附則第8条第2項の規定に該当する者を除く。）で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p>
<p>3 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者（附則第8条第3項の規定に該当する者を除く。）で第5条又は<u>附則第13条</u>の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第9条第1項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>	<p>3 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者（附則第8条第3項の規定に該当する者を除く。）で第5条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第9条第1項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>
<p>4・5 【略】</p>	<p>4・5 【略】</p>
<p>第11条 【略】 <u>（定年の引上げに伴う退職手当の基本額に係る特例）</u></p>	<p>第11条 【略】</p>
<p><u>第12条</u> 当分の間、第4条第1項の規定は、<u>11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者</u>（<u>定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。</u>）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項</p>	<p>【加える】</p>

改正後	改正前
<p>中「又は第5条」とあるのは、「<u>第5条又は附則第12条</u>」とする。</p> <p><u>第13条</u> 当分の間、<u>第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「<u>第5条又は附則第13条</u>」とする。</u></p> <p><u>（定年の引上げに伴う特例措置による給料月額の変改）</u></p>	<p>【加える】</p>
<p><u>第14条</u> <u>長岡京市職員給与に関する条例附則第8項の規定による職員の給料月額の変改は、給料月額の変改に該当しないものとする。</u></p> <p><u>（定年の引上げに伴う定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）</u></p>	<p>【加える】</p>
<p><u>第15条</u> 当分の間、<u>25年以上勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものに対する第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3の表以外の部分中「定年に達する日」とあるのは「<u>60歳に達する日</u>」と、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「<u>60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき</u>」</u></p>	<p>【加える】</p>

改正後	改正前
<p>とする。</p> <p><u>第16条 当分の間、25年以上勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たもの（退職の日において定められているその者に係る定年が60歳を超える者に限る。）（市長が別に定める者を除く。）に対する第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3の表以外の部分中「6月」とあるのは、「零月」とする。</u></p>	<p>【加える】</p>
<p><u>第17条 当分の間、第5条第1項に規定する者（25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。）に対する第5条の3の規定の適用については、同条の表以外の部分中「退職の日において定められているその者に係る定年から15年を」とあるのは「60歳から10年を」とする。</u></p>	<p>【加える】</p>
<p><u>第18条 当分の間、職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たもの又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者が60歳に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。</u></p>	<p>【加える】</p>

改正後	改正前
<p><u>第19条 当分の間、職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たもの又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者が60歳に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。</u></p>	<p>【加える】</p>

(長岡京市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第6条 長岡京市職員の定年等に関する条例(昭和58年長岡京市条例第36号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>目次</u></p> <p><u>第1章 総則(第1条)</u></p> <p><u>第2章 定年制度(第2条-第5条)</u></p> <p><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条-第11条)</u></p> <p><u>第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条・第13条)</u></p> <p><u>第5章 雑則(第14条)</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1章 総則</u> (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)</u>第22条の4第1項及び第2項、<u>第22条の5第1項、第28条の2、第</u></p>	<p>【加える】</p> <p>【加える】 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の2第1項及び第2項並びに第28条の3の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な</u></p>

改正後	改正前
<p><u>28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>第2章 定年制度</p> <p>第2条 【略】</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、<u>年齢65年とする。</u></p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。</u>ただし、<u>第9条の規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。)を占めている職員については、第9条の規定により、当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>当該職員の退職により生じる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生じること。</u></p>	<p>事項を定めるものとする。</p> <p>【加える】</p> <p>第2条 【略】</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、<u>年齢60年とする。</u></p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。</u></p> <p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</u></p>

改正後	改正前
<p>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>当該職員の退職により生じる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生じること。</u></p> <p>(3) 当該職務を担当する者の交替が<u>当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生じること。</u></p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えない。</u></p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合</u>には、当該職員の同意を得なければならない。</p> <p>4 任命権者は、<u>第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。</u></p> <p>5 【略】</p> <p>第5条 【略】</p> <p>第3章 管理監督職勤務上限年齢制</p>	<p>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。</u></p> <p>(3) 当該職務を担当する者の交替が<u>その業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生じるとき。</u></p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項の事由が引き続き存すると認めるときは、市長の承認を得て、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合</u>には、当該職員の同意を得なければならない。</p> <p>4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に<u>第1項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。</u></p> <p>5 【略】</p> <p>第5条 【略】</p> <p>【加える】</p>

改正後	改正前
<p><u>(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</u></p> <p>第6条 法第28条の2第1項に規定する<u>条例で定める職は、長岡京市職員給与に関する条例(昭和26年長岡京市条例第11号)第7条の2に規定する管理職手当を支給される職員の職とする。</u></p> <p><u>(管理監督職勤務上限年齢)</u></p> <p>第7条 法第28条の2第1項に規定する<u>管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。</u></p> <p><u>(他の職への降任を行うに当たって遵守すべき基準)</u></p> <p>第8条 任命権者は、<u>法第28条の2第1項に規定する他の職への降任(以下この章において「他の職への降任」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該職員の人事評価の結果、勤務の状況、職務経験等に基づき、降任をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任をすること。</u></p> <p>(2) <u>人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任をすること。</u></p> <p>(3) <u>当該職員の他の職への降任をする際、同時に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>を占める職員(以下この号において「上位職員」という。)の他の職への降任もする場合には、やむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任をすること。</u></p> <p><u>(管理監督職勤務上限年齢による降任及び管理監督職への任用の制限の特例)</u></p> <p><u>第9条 任命権者は、他の職への降任をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間をいう。)</u>で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。</p> <p><u>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任により生じる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生じること。</u></p> <p><u>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任により生じる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生じること。</u></p> <p><u>(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>事情があるため、当該職員の他の職への降任により公務の運営に著しい支障が生じること。</u></p> <p>2 <u>任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間をいう。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p><u>（異動期間の延長等に係る職員の同意）</u></p> <p>第10条 <u>任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）</u></p> <p>第11条 <u>任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任をするものとする。</u></p> <p>第4章 <u>定年前再任用短時間勤務制</u> <u>（定年前再任用短時間勤務職員の任用）</u></p> <p>第12条 <u>任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」</u></p>	<p>【加える】</p>

改正後	改正前
<p>という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、<u>短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)</u>に採用することができる。ただし、<u>年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)</u>を経過した者であるときは、この限りでない。</p> <p><u>第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、別に定める組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。</u></p> <p><u>2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 雑則</u> (雑則)</p> <p><u>第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 【略】 (定年に関する経過措置)</p> <p><u>3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">【加える】</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 【略】</p> <p style="text-align: center;">【加える】</p>

改正後	改正前								
<table border="1"> <tr> <td>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</td> <td>61年</td> </tr> <tr> <td>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</td> <td>62年</td> </tr> <tr> <td>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</td> <td>63年</td> </tr> <tr> <td>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</td> <td>64年</td> </tr> </table>	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年	令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年	令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年	
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年								
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年								
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年								
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年								
<p>(情報の提供及び勤務の意思の確認)</p>									
<p>4 <u>任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。</u></p>	<p>【加える】</p>								

(長岡京市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第7条 長岡京市職員の育児休業等に関する条例（平成4年長岡京市条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 長岡京市職員の定年等に関する条例（昭和58年長岡京市条例第36号）<u>第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</u></p> <p>(3) <u>長岡京市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(4) 【略 号の繰下げ】</p> <p>（部分休業を請求することができない職員）</p> <p>第10条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）を除く。）</p> <p>（部分休業の承認）</p> <p>第11条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、長岡京市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年長岡京市条例第25号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>を除く。以下この条</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 長岡京市職員の定年等に関する条例（昭和58年長岡京市条例第36号）<u>第4条の規定により引き続き勤務している職員</u></p> <p>【加える】</p> <p>(3) 【略】</p> <p>（部分休業を請求することができない職員）</p> <p>第10条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>再任用短時間勤務職員等</u>」という。）を除く。）</p> <p>（部分休業の承認）</p> <p>第11条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、長岡京市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年長岡京市条例第25号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条にお</p>

改正後	改正前
<p>において同じ。) にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間) の始め又は終わりにおいて、15分を単位として行うものとする。</p> <p>2・3 【略】</p>	<p>いて同じ。) にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間) の始め又は終わりにおいて、15分を単位として行うものとする。</p> <p>2・3 【略】</p>

(長岡京市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第8条 長岡京市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年長岡京市条例第25号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 【略】</p> <p>2 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で任命権者が定める。</p> <p>3 【略】</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>3 任命権者は、試験研究に関する業務に従事する職員で規則で定めるものについ</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 【略】</p> <p>2 地方公務員法第28条の5第1項に規定する<u>短時間勤務の職を占める職員</u>(以下「<u>再任用職員</u>」という。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で任命権者が定める。</p> <p>3 【略】</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、<u>再任用職員</u>については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日の5日間において、週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、<u>再任用職員</u>については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>3 任命権者は、試験研究に関する業務に従事する職員で規則で定めるものについ</p>

改正後	改正前
<p>て、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の能率の向上に資すると認める場合には、前項の規定にかかわらず、規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週間ごとの期間につき1週間当たりの勤務時間が38時間45分（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、前条第2項の規定に基づき定める時間）となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。</p>	<p>て、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の能率の向上に資すると認める場合には、前項の規定にかかわらず、規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週間ごとの期間につき1週間当たりの勤務時間が38時間45分（<u>再任用職員</u>にあつては、前条第2項の規定に基づき定める時間）となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。</p>
<p>第4条 【略】</p>	<p>第4条 【略】</p>
<p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。</p>	<p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日（<u>再任用職員</u>にあつては、8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日（<u>再任用職員</u>にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。</p>
<p>（年次有給休暇）</p>	<p>（年次有給休暇）</p>
<p>第12条 年次有給休暇は、1の年ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p>	<p>第12条 年次有給休暇は、1の年ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p>
<p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、その者の勤務時間等を考慮し規則で定める日数）</p>	<p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（<u>再任用職員</u>にあつては、その者の勤務時間等を考慮し規則で定める日数）</p>
<p>(2)・(3) 【略】</p>	<p>(2)・(3) 【略】</p>
<p>2・3 【略】</p>	<p>2・3 【略】</p>

(長岡京市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第9条 長岡京市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年長岡京市条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 【略】</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員 <u>(地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)を除く。)</u></p> <p>(3)・(4) 【略】</p> <p>(5) <u>長岡京市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)</u>を延長された管理監督職を占める職員</p> <p>(6)・(7) 【略 号の繰下げ】</p> <p>3 【略】</p> <p>(法第10条第1項に規定する条例で定める職員)</p> <p>第11条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員 <u>(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)</u></p> <p>(3)・(4) 【略】</p> <p>(5) <u>長岡京市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)</u>を延長された管理監督職を占める職員</p> <p>(6) 【略 号の繰下げ】</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 【略】</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員 <u>(長岡京市職員の再任用に関する条例(平成13年長岡京市条例第2号。以下「再任用条例」という。)の規定により採用される職員を除く。)</u></p> <p>(3)・(4) 【略】</p> <p>【加える】</p> <p>(5)・(6) 【略】</p> <p>3 【略】</p> <p>(法第10条第1項に規定する条例で定める職員)</p> <p>第11条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員 <u>(再任用条例の規定により採用される職員を除く。)</u></p> <p>(3)・(4) 【略】</p> <p>【加える】</p> <p>(5) 【略】</p>

(長岡京市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第10条 長岡京市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年長岡京市条例第23号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時に任用された職員及び非常勤職員(法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)~(11) 【略】</p>	<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時に任用された職員及び非常勤職員(法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)~(11) 【略】</p>

(長岡京市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第11条 長岡京市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成29年長岡京市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(常勤任期付職員の給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 常勤任期付職員に対する給与条例第4条第9項の規定の適用については、同項中「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」とあるのは、「<u>定年前再任用短時間勤務職員及び長岡京市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成29年長岡京市条例第2号)第3条の規定により任期を定めて採用された職員</u>」とする。</p>	<p>(常勤任期付職員の給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 常勤任期付職員に対する給与条例第4条第9項の規定の適用については、同項中「<u>再任用職員</u>」とあるのは、「<u>再任用職員及び長岡京市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成29年長岡京市条例第2号)第3条の規定により任期を定めて採用された職員</u>」とする。</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第12条の規定は、公布の日から施行する。

(定義)

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)を

いう。

- (2) 新地方公務員法 令和3年改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）をいう。
- (3) 旧定年条例 第6条の規定による改正前の長岡京市職員の定年等に関する条例をいう。
- (4) 新定年条例 第6条の規定による改正後の長岡京市職員の定年等に関する条例をいう。
- (5) 旧定年条例定年 旧定年条例第3条に規定する定年をいう。
- (6) 新定年条例定年 新定年条例第3条に規定する定年をいう。
- (7) 短時間勤務の職 新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。
- (8) 暫定再任用職員 附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第2項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。
- (9) 暫定再任用短時間勤務職員 附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。
- (10) 定年前再任用短時間勤務職員 新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員をいう（附則第16条から第18条までを除く。）。
- (11) 年齢65年到達年度の末日 年齢65年に達する日以後における最初の3月31日をいう。

（勤務延長に関する経過措置）

第3条 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年が、基準日の前日における新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定又は令和3年改正法附則第3条第5項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例定年）に達している職員を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第4条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年

条例定年に準じた当該職に係る年齢をいう。次条第1項において同じ。)に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。)をされたことがあるもの

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に新定年条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの

3 前2項の規定により定められた任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の年齢65年到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第5条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、別に定める組合（以下「組合」という。）における同項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第4条第1項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第4条第2項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。次条第2項及び附則第11条において同じ。）に達しているもの（新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で

任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第4条第3項から第5項までの規定を準用する。

第7条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第4条第1項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧定年条例定年相当年齢に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第4条第2項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢に達しているもの（新定年条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第4条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第8条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項各号に掲げる職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第9条 令和3年改正法附則第4条、第5条第1項、第3項若しくは第5項、第6条又は第7条第1項、第3項若しくは第5項の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条、第5条第1項、第3項若しくは第5項、第6条又は第7条第1項、第3項若しくは第5項の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の

条例で定める年齢は、前項各号に掲げる職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項各号に掲げる職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた前項各号に掲げる職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第10条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第4条から第7条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項各号に掲げる職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項各号に掲げる職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第11条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、定年前再任用短時間勤務職員のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができ

ない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第12条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(改正後の長岡京市職員給与に関する条例における暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第13条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される第2条の規定による改正後の長岡京市職員給与に関する条例(以下この条において「新給与条例」という。)第3条の2に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 2 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第3条の2の規定を適用する。
- 3 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第4条第9項、第9条の2第2項、第15条の4第2項及び第15条の7第2項の規定を適用する。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第10条第3項及び第13条第3項の規定を適用する。
- 5 新給与条例第7条の2から第9条まで、第9条の3及び第15条の8の規定は、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員には適用しない。
- 6 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員の給与に関し必要な事項は、規則で定める。

(改正後の長岡京市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例における暫定再任用職員に関する経過措置)

第14条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第4条の規定による改正後の長岡京市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条の規定を適用する。

- 2 第4条の規定による改正後の長岡京市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条から第7条まで、第7条の3、第13条の2及び第16条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(改正後の長岡京市職員の退職手当に関する条例における暫定再任用職員に関する経過措置)

第15条 暫定再任用職員に対する第5条の規定による改正後の長岡京市職員の退職手当に関する条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「(以下「職員」という。)」

とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。）」とする。

（改正後の長岡京市職員の育児休業等に関する条例における暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第16条 暫定再任用短時間勤務職員は、第7条の規定による改正後の長岡京市職員の育児休業等に関する条例第10条第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

（改正後の長岡京市職員の勤務時間、休暇等に関する条例における暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第17条 暫定再任用短時間勤務職員は、第8条の規定による改正後の長岡京市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

（改正後の長岡京市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例における暫定再任用職員に関する経過措置）

第18条 暫定再任用職員は、第9条の規定による改正後の長岡京市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

（改正後の長岡京市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例における暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第19条 暫定再任用短時間勤務職員は、第10条の規定による改正後の長岡京市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条の短時間勤務の職を占める職員とみなす。